

○農林水産省令第二号
○経済産業省令第二号
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第四十一条及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第五の四の項の上欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣 森山 幹雄

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令第三号に規定するアルコール発酵調味料に係る資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第一項に規定する指定表示事業者が表示すべき同項の表示事項及び当該指定表示事業者が遵守すべき同項の遵守事項については、平成三十年三月三十日までは、なお従前の例によることができる。

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。
「充てんした」を「充填した」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号中「（昭和二十八年法律第六号）を削り、「酒税法第三条第二号」を「同条第二号」に改め、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 アルコール発酵調味料（次のいずれかに該当するものであつて、酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。口において同じ。）として飲用することができない処置を施したもの）
イ 米、米麹又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。）の発酵の工程を経て生産されたもの
ロ イに掲げるものに砂糖類、酒類、アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令第三号に規定するアルコール発酵調味料に係る資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第一項に規定する指定表示事業者が表示すべき同項の表示事項及び当該指定表示事業者が遵守すべき同項の遵守事項については、平成三十年三月三十日までは、なお従前の例によることができる。